

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
上ケ谷戸二九一番二地先まで	比企郡川島町大字上八ツ林字 上ケ谷戸二九二番一地先から	区 間
一一・一九〇二二・〇二	八・八二〇九・三九	敷地の幅員 (メートル)
五二・〇〇		延長 (メートル)
交差点整備事業による。		備考